

〔規定〕

第1条(返済方法)

1. 借主は、元金金の返済のため、各返済日(返済日が金庫の休日の場合は、その日の翌営業日。以下、同じです。)までに毎回の元金返済額(均等返済額)または、加算返済がある場合における加算返済日には、これに加算返済額を加えた額(以下、同じです。))相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。

2. 金庫は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同一戻請求書から返済用預金口座から払戻のうえ、毎回の返済に充てます。

ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、金庫はその一部の返済に充てる取扱いをせず、返済が遅延する取扱いとします。

3. 毎回の元金返済額相当額を預け入れが返済日より遅れた場合には、金庫は元金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

4. 借主は、借主が勤務先から受領すべき給料、賃金、諸給付金および退職手当金中よりその所要額を受領し、金庫へは上記一切の件を借主が所属する労働組合等団体の代表者に委任します。手数料、損害金についても同様とします。

第2条(繰上返済)

1. 借主が、この契約による債務の一部または全部を期限前に繰り上げて返済する場合(以下、「繰上返済」といいます。))は、金庫の承諾を得る旨の申し、その金額及び方法については、金庫の定めるところによります。

2. 加算返済がある場合には、加算返済の部分を返済を優先するものとし、均等返済分の返済が終了した後に加算返済分の返済が残る取引はできないものとします。

3. 繰り上げ返済は、前回返済日より利率に生じた経過期間分の利息を全額支払ひのうえ、行ふものとします。

4. 繰り上げ返済後の債務については、元金返済額を変更することなく、返済回数を繰り上げるものとします。ただし、分納融資の措置期間中については、第6条4項によるものとします。

5. 最終返済日、均等返済の部分と加算返済の部分の割合等、借入要項に定める事項(ただし、返済回数、返済期間の終了日および第4項(違)は除く)の記載の変更を伴う場合には、本条第2項および第4項の定めによらず、変更契約書等の添入れにより繰り上げ返済をするものとします。

第3条(固定金利)

1. 借主は、借入要項記載の借入利率は変更しないことに同意します。

2. 金融情勢等の変化による他相当の事由がある場合には、一般に行われる範囲で借入利率が変更されることがあります。

第4条(借入利率の変更)

1. 借主は、借入要項に定める基準金利の利率(以下、「基準利率」といいます。)を基準として、基準利率の変動に伴ってその変動幅と同率で引き上げまたは引き下げられることに同意します。

2. 基準利率が廃止された場合および金融情勢等の変化その他相当の事由により金庫が基準利率を適用することを廃止した場合には、金庫が定める金利を基準金利と読み替えてこの契約書が適用されるものとします。

第5条(借入利率の見直し)

1. 借入利率は、毎年4月1日および10月1日(以下、本条および第6条において「見直し基準日」といいます。)に見直します。

2. 見直し後の借入利率は、見直し前の借入利率に今回見直し基準日現在の基準利率と前回見直し基準日現在の基準利率との差を加減した利率とします。ただし、最初の借入利率の見直しの場合は、見直し前の借入利率に見直し基準日現在の基準利率と借入要項記載の借入時の基準利率との差を加減した利率とします。

3. 前項より、見直しした借入利率の適用開始日は、4月1日見直し基準日の場合は同年6月の借入要項に定める返済日(以下、「定例返済日」といいます。))翌日、10月1日見直し基準日の場合は同年12月の定例返済日翌日からとします。

4. 借入利率が変更された場合、金庫が利率変更等の内容について金庫のウェブサイトはホームページに掲載、または書面より通知するものとします。

第6条(元金返済額の変更)

1. 毎回の元金返済額は、借入利率の変更の都度見直しますものとし、それぞれ4月1日見直し基準日の場合は同年7月、10月1日見直し基準日の場合は翌年1月の定例返済日より新返済額に変更されるものとします。(以下、この見直し方法を「都度の返済額の見直し」といいます。))

2. 都度の返済額の見直しは、借入利率、残存元金、借入要項に定める最終回返済日に基づき新返済額を算出するものとします。ただし、新返済額は見直し前の返済額を下回らないものとし、この場合は元金返済額を変更することなく返済回数を繰り上げるものとします。

3. 第2条に基づき、この契約による債務の一部を期間前に繰り上げて返済している場合の返済額の見直しについても、前項によるものとします。

4. 分納融資の措置期間中この契約による債務の一部を期間前に繰り上げて返済している場合、措置期間終了日の借入利率、残存元金、借入要項に定める最終回返済日に基づき新返済額を算出するものとします。この場合、借入要項に定める返済額を下回る変更とし、返済回数はそのままとします。

第7条(金利の取扱いの変更)

借主は、今後、本借入の金利の取扱いを変動金利制から固定金利制、固定金利制から変動金利制にそれぞれ変更しません。

第8条(最終返済日の取扱い)

1. 最終返済日に元金の一部が残存する場合には、最終返済日に一括して支払ひのものとします。

2. 前項の場合、最終返済日に一括して返済することが困難なときは、金庫の承諾を得て返済方法、返済期限を変更することができるものとします。この場合、最終返済日の3か月前の返済日まで金庫に申し出るものとします。

第9条(担保)

借主または保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、金庫からの請求により、借主および保証人は置帯なくこの債権を保全し得る担保もしくは保証人を立て、またはこれを追加もしくは変更するものとします。

第10条(期間満ちの全額支払ひ)

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失ひ、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

- 借主が返済を遅延し、金庫から書面にて督促しても、次回定例返済日までに元金(借入金を含むもの)を返済しなかったとき。
 - 借主が支払停止を表明したとき、または借主について破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。
 - 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって金庫に借主の所在が不明となったとき。
 - 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失ひ、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
- (1) 借主が金庫との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
- (2) 借主が第9条または第17条に違反したとき。

- 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- この取引に關し、借主が金庫に虚偽の書類提供または報告をしたとき。
- 借主または保証人が、第11条第1項に定める各号のいずれかまたは同条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづき表明・承認に關して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切となったとき。
- 前各号のほか、借主または保証人の信用状態が悪しき変化が生じるなど元金(借入金を含むもの)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第11条(返済能力の判断)

1. 借主または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロムには特殊な能力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます。))に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して、たと認められる関係を有すること
- 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をして、たと認められる関係を有すること
- 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 借主または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わなければならないことを確約します。
- 暴力がなされる行為
 - 法的責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に關して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 虚偽を流布し、偽装を用い、または威力を用いて金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害する行為
 - その他他各号に準ずる行為
3. 借主または保証人は、第10条第2項各号の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合には、金庫からの請求をしません。また、金庫に損害が生じたときは、借主または保証人がその責任を負います。
4. 借主または保証人は、本条第2項各号が金庫の全との取引に適用されることに同意します。

第12条(中止)

1. 第10条各号の事由があるとき、金融情勢等の変化があるとき、債権の保全その他の相当の事由があるときは、本契約書の添入れを受けた後であっても、金庫は、あらかじめ通知することなく融資金の交付をとりやめ、またはこの契約を解除することができるものとします。

2. 借主が金庫の債務について、返済を遅延しているときは、金庫は、あらかじめ通知することなく、遅延が解消されるまでの間、融資金の交付を一時中止できるものとします。

第13条(金庫からの相殺)

1. 金庫は、この契約による借主の債務のうち各定例返済日が早取れたもの、または第10条に各号より返済しなかつたもの、この契約による債務全額と、借主の金庫に対する預金その他の債権を、その債権の期間のいかにあつたらず相殺することができるものとします。この場合、書面より通知するものとします。

2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率・利回りについては、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解除利率から予約定利率、約定利率のいずれも高いと、日割で計算します。

第14条(借主からの相殺)

1. 借主は、この契約による借主の債務と期限の到来している借主の金庫に対する預金その他の債権を、この契約による債務の期間が未到来であっても、相殺することができるものとします。

2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の定例返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ額については第2条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の7日前までに金庫へ書面より相殺の通知を受けるものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出先を押印して直ちに金庫へ提出するものとします。

3. 本条第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率・利回りについては、預金規定等の定めによります。

4. 借主は、金庫へ預金保険料が定める保険事故が生じた場合には、金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、満期日または措置期間が未到来の借主の金庫に対する預金その他の債権を、当該相殺額につき期限が早取れたものとして相殺することができるものとします。この場合の相殺手続および預金等の利息計算等については、金庫の該当各取引規定によるものとします。

第15条(債務の返済等に充てる順序)

1. 金庫から相殺をする場合に、借主はこの契約による債務のほか借金との取引上の他の債務があるときは、金庫は(債権保全上等の事由により、この債務との相殺に充てるかを指定できるものとし、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。

2. 借主から返済または相殺をする場合に、借主がこの契約による債務のほか借金との取引上の他の債務があるときは、借主はこの債務の返済または相殺に充てるかを指定できるものとします。なお、借主がどの債務の返済または相殺に充てるかを指定しなかつたときは、金庫が指定できるものとし、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。

3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺に充てるかを指定することができます。

4. 本条第2項のお書きまたは第3項によって金庫が指定する借主の債務については、その期間が早取れたものとします。

第16条(費用/負担)

1. 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとし、金庫所定の日に支払ひます。

- この契約書の印刷代等の費用
- 金庫の借主または保証人に対する権利の行使もしくは保全または解除に關する費用
- 借主の権利を保全するために金庫の協力を依頼した場合に必要な費用
- その他この契約に基づき必要となる一切の費用

2. この契約の締結に際し借主が負担すべき保証料がある場合は金庫所定の方法により借主より受領し、保証委託機関に支払ひのものとします。

第17条(代わり証書の差し入れ)

事変、災害等金庫の責めに帰すべきでない事由によって証書その他の書類が紛失、滅失または損毀した場合には、借主は、金庫の請求によって代わりの証書を差し入れるものとします。

第18条(印鑑照合)

金庫が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の写影または普通預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、金庫は責任を負わないものとします。

第19条(届出事項の変更とみなし届出)

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先、その他金庫に届け出た事項に変更があつたときは、借主および保証人は直ちに金庫に書面でも届け出るものとします。

2. 借主および保証人が前項の届出を怠る、あるいは借主および保証人が金庫からの通知または送付書類等を受領しないなど、借主および保証人が責任を負わなければならない事由により、通知または送付書類等が届着しまたは到達しなかつた場合には、通達到達すべき時を到達したものとします。

第20条(貸後後見人等の届出)

1. 家庭裁判所の審判より、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要事項を直ちに金庫に書面でも届け出るものとします。

2. 家庭裁判所の審判より、任意後見監督人の選任がされた場合には、任意後見人の氏名その他必要事項を直ちに金庫に書面でも届け出るものとします。

3. 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合でも、前2項と同様に届け出るものとします。

4. 前3項の届出事項が取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出るものとします。

5. 前4項の届出の前に生じた損害については、金庫は責任を負わないものとします。

第21条(報告および届出)

1. 借主および保証人は、金庫が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。

2. 借主および保証人は、借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、金庫に遅滞なく報告するものとします。

3. 借主および保証人は、国税、地方税、その他の公課の納付を怠つたことにより、保全差押、交付要求、換価等の滞り処分を受けた場合には、金庫から請求があつても、直ちに金庫に報告するものとします。また、金庫から請求があつた場合には、借主および保証人は、国税、地方税、その他公課の納付状況を明らかにするために、各種納税証明書等を金庫へ提出するものとします。

第22条(団体信用生命保険)

1. 借主は金庫が指定する生命保険会社の団体信用生命保険に加入し、借主および保証人は、金庫が保険金の受取人となり事故発生時この保険契約に定める額またはこの債務の総額のうち低い額を限度として保険金を受領し、この債務に充当することに同意します。

2. 前項の保険への加入の諾否の決定は、金庫の指定した生命保険会社が別に定める基準に基づいて行ひ、その結果については借主および保証人は異議を述べないものとします。

3. 借主または保証人は被保険者につき保険契約に定める事故が発生したときは、速やかに金庫に通知し金庫の指示に従ふものとします。

第23条(規定の変更)

1. 金庫は、金融情勢の変化による他相当の事由があると認められる場合には、この規定の内容を変更できるものとします。

2. この規定の内容を変更する場合、金庫は、変更内容および変更日をホームページに掲載して他相当の方法で公表するものとします。

第24条(債権回収会社への業務委託および債権回収)

1. 借主および保証人は、この契約による債務ならびに借主および保証人が金庫に対して負担する一切の債務について、金庫が必要と認めるときは、金庫が指定する(債権管理回収業に關する特別措置法)に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収業者(以下、「債権回収会社」といいます。))に債務の回収を委託し、債権回収会社が金庫に代わって借主および保証人と請求し、取り立てることに同意するものとします。

2. 借主および保証人は、この契約による債務ならびに借主および保証人が金庫に対して負担する一切の債務について、金庫が必要と認めるときは、金庫の指定する債権回収会社と協議することを承諾するものとします。

3. 借主および保証人は、債権回収会社が本条第1項および第2項の行為を行つたにあり、必要を範囲において、金庫が債権回収会社に対し、借主および保証人の個人情報を提供することに同意するものとします。

第25条(移管)

借主の住所移管等によってこの取引の取扱店の変更(移管)を希望するときは、書面により金庫に申し入れるものとします。

ただし、取扱店を変更する手続(移管手続)については、金庫の定めるところに従ふものとします。また、これによりこの契約条項について変更が必要な場合は、借主はこれに同意するものとします。

第26条(裁判法・合意管轄)

1. 本約定書の契約管轄法を日本法とします。

2. この契約に關して訴訟の必要が生じたときは、金庫の本府所在地を管轄する裁判所の第一審の専断的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第27条(保証)

1. 保証人は、借主がこの契約によって負担する債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従ふものとします。

2. 保証人は、借主が金庫に対する預金その他の債権による相殺額を有するときであっても、金庫に対する債務の履行は拒みません。

3. 保証人は、金庫が相当と認めるときは他の保証を変更、解除しても免責を主張しないものとします。

4. 保証人がこの保証債務を履行した場合、代位によって金庫から取得した権利は、借主と金庫との取引関係から、金庫の同意がなければ行使しなれないものとします。しかし金庫からの請求があれば、その権利または順位は金庫に無償で譲渡するものとします。

15. 保証人が借主と金庫との取引について他に保証している場合には、その保証はこの保証契約によって変更されないものとします。

6. 借主は、金庫が保証人にに対し、借主と金庫との取引状況(債務の履行状況を含めもの)について、1. 金庫の借主に対する詳細、金庫が保有する借主の情報を、保証人がこの保証契約により負担する保証債務の状況を適切に把握する際の判断資料として提供する場合があることをあらかじめ承諾します。

第28条(履行の請求)

金庫が、現在および将来の保証人または借主の一人に対して履行の請求をしたときは、他の保証人および借主(これらの包括承継人を含むもの)とします。)に対して、その履行の効力が生じるものとします。

以上

〔 規 定 〕

第1条(返済方法)

- 借主は、元金金の返済のため、各返済日(返済日が金庫の休日の場合は、その日の翌営業日、以下、同じです。)までに毎回の元金返済額(均等返済額、ただし、加算返済がある場合における加算返済日には、これに加えて元金返済額を加えた額、以下、同じです。)相当額を返済用預金口座に預け入れなくてはなりません。
- 金庫は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同一通帳請求書によらず返済用預金口座から払戻しを、毎回の返済に充てます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、金庫または一部の返済に充てる取扱いをせず、返済が滞る旨の取扱いとします。
- 毎回の元金返済額相当額の預け入れが返済日より遅れた場合には、金庫は元金返済総額(損害金の合計額をもって前戻と同額の取扱いができるものとします)。
- 借主は、借主が滞り先から受領すべき給料、賃金、諸付金および退職手当金などの所要額を受領し、金庫に払込む一切の借主が所属する労働組合等団体の代表者に委任し、手数料、損害金についても同様とします。

第2条(繰上り返済)

- 借主が、この契約による債務の一部または全額を期間前より繰り上げて返済する場合(以下、繰上り返済といいます。))は、金庫の承諾を得て行うものと、その金額及び方法については、金庫の定めるところによります。なお、金庫を繰上り返済する場合には、繰上り返済当日の15営業日前までに金庫へ通知する必要があります。
- 加算返済がある場合には、加算返済の部分の返済を優先するものと、均等返済分の返済が終了した後に加算返済分の返済が残る取扱いできないものとします。
- 繰り上げ返済は、前回返済日以降に生じた超過期間分の利息を全額支払ひのうえ、行われるものとします。
- 繰り上げ返済後の債務については、元金返済総額を変更することなく、返済回数を繰り上げるとします。
- 最終返済日、均等返済の部分と加算返済の部分の割合等、この借入要項に定める事項(ただし、返済回数および返済期間の終了日は除く)の変更を行う場合には、本条第2項および第4項の定めによらず、変更契約書の送し入れにより繰り上げ返済をするものとします。

第3条(金利の繰上)

- 借主は、借入要項記載の借入利率を変更しないことと同意します。
- 金融情勢等の変化その他相当の事由がある場合には、一般に改行われる範囲で借入利率が変更されることとなります。

第4条(借入利率の変動)

- 借主は、「労働受動型住宅ローンプライムレー」(以下、「基準金利」といいます。)の利率(以下、「基準利率」といいます。))を基準として、基準利率の変動に伴ってその変動幅と同率で引き上げまたは引き下げられることに同意します。
- 借入時の基準利率は、次の各号に定める日現在のものとします。
 - 4月1日から9月30日までの間に借主が借入れた場合には、直前の3月1日(金庫の休日の場合には、翌営業日)。
 - 10月1日から翌年3月31日までの間に借主が借入れた場合には、直前の9月1日(金庫の休日の場合には、翌営業日)。
 - 前2号にかかわらず、3月1日から8月31日までの間または9月1日から翌年2月末日までの間に、3月1日または9月1日からの基準利率を引き上げ幅または引き下げ幅が金庫所定水準(1995年6月1日現在を0.5%)以上となり、その後1年以上を超過した場合には、引き上げ幅または引き下げ幅が金庫所定水準を上回らなかった。
- 基準金利が廃止された場合および金融情勢等の変化その他相当の事由により金庫が基準金利を適用することを廃止した場合には、金庫が定める金利を基準金利と読み替えてこの契約書が適用されるものとします。

第5条(借入利率の見直し)

- 借入利率は、毎年4月1日および10月1日(以下本条および第6条において、「見直し基準日」といいます。))に見直すとします。
- 見直し後の借入利率は、見直し前の借入利率と今回見直し基準日現在の基準利率と前回見直し基準日現在の基準利率との差を加減した利率とします。ただし、最初の借入利率の見直しの場合は、見直し前の借入利率と見直し基準日現在の基準利率と第4条第2項に定める借入時の基準利率との差を加減した利率とします。
- 前項より、見直し借入利率の適用開始日は、4月1日見直し基準日の場合は同年7月の借入要項に定める返済日(以下、「定例返済日」といいます。))翌日、10月1日見直し基準日の場合は翌年1月の定例返済日翌日からとします。
- 借入利率が変更された場合、金庫は利率変更の内容について金庫の本支店もしくはホームページに掲載、または書面より通知するものとします。

第6条(元金返済総額の変更)

- 毎回の元金返済額は、借入利率の変更にかかわらず、10月1日の見直し基準日を5日超過することに見直すものと、翌年2月の定例返済日より新返済総額に変更されるものとします。(以下、この見直し方法を「5年目ごと」の返済額の見直し」といいます。)
- 5年目ごとの返済額の見直しは、借入利率、残存年数、第7条に定める未払利息、借入要項に定める最終返済日に基づき新返済総額を算出するものとします。ただし、新返済額は、見直し前の返済額の1.25倍を限度とします。また、新返済額と見直し前の返済額を下回らないものとし、この場合は元金返済総額を変更することなく返済回数を繰り上げるとします。
- 第2条に基づき、この契約による債務の一部を期間前より繰り上げて返済している場合の返済額の見直しについても、前項によるものとします。

第7条(未払利息の取扱い)

- 5年目ごとの返済額の見直しまでの返済額が滞り置きのため、借入利率を引き上げに伴い毎回の約定利息が元金返済総額を超えることとなった場合には、その超過額(以下、「未払利息」といいます。))の支払いは、翌月以降に繰延べされるものとします。
- 前項によって繰延べされた未払利息は、翌月以降の毎月の元金返済額より支払えのし、その発生期間中は、未払利息、約定利息、元金に賦します。
- 加算返済の返済部分については、次回返済時より毎月返済部分とは別個に前2項に準じて取扱えものとします。
- 5年目ごとの返済額の見直しにおいて、未払利息の繰り延べがある場合には、金庫所定の算方法により、新返済額を算出し直すものとします。なお、充当順等は本条第2項と同様とします。

第8条(金利の取扱いの変更)

借主は、今後、本借入の金利の取扱いを変動金利制から固定金利制、固定金利制から変動金利制でそれぞれ変更しませんが、

第9条(繰上り返済日の取扱い)

最終返済日に未払利息および元金の一部が残存する場合には、最終返済日に一括して支払ひのものとします。

第10条(借保)

- 担保(担保物の権利を含むものとします。以下、同じです。))価値の減少、借主または保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、金庫からの請求により、借主は任意でこの債権を保全し得る担保もしくは保証人またはその両方または、これを追加、変更するものとします。
- 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のみに権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面より金庫の承諾を得るものとします。金庫は、その変更等がなされた借担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれがある場合には、これを承諾するものとします。
- この契約による債務の期限の到来または期限の利益の喪失後、その債務の履行がない場合には、担保は、かみならず法定の手続によらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により金庫において取立または処分がえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、この契約による債務の返済に充てることができるものとし、なお残債がある場合には、借主は直ちに返済するものとします。
- 前項の場合、借主は、担保の取立または処分に必要な手続について、金庫に協力するものとします。
- 本条の担保は、留置権、先取特権などの法定留置権を含むものとします。
- 借主の差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむをえない事故等金庫の責めに帰すことのできない事由によって損害が生じた場合には、金庫は責任を負わないものとします。

第11条(保証前全額支払ひ)

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益喪失し、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が返済を遅延し、金庫から書面により督促しても、次回定例返済日までに元金(損害金を含むもの)とします。)を返済しなかったとき。
 - 借主が支払保証書を表示したとき、または借主について破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。
 - 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって金庫に借主の所在が不明となったとき。
- 次の各号の事由は、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を喪失し、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が金庫との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 借主が第10条第1項もしくは第2項または第18条に違反したとき。
 - 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 次の取引に關し、借主が金庫に虚偽の書類提出をしたとき。
- 借主または保証人が、第12条第1項に定める暴力団関係等しはは同条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定もしくは表明・確言に関与して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引が継続することが不適切となったとき。
- 担保の目的物について差押え、または競売手続の開始があったとき。
- 担保の目的物について金庫の承諾なしで、と義とされる処分をしたとき。
- 前各号のおお、借主または保証人の信用状態に顕い変化が生じるなど元金(損害金を含むます。))の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第12条(反社会的勢力の排除)

- 借主または保証人は、現任、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会通称等標榜マフィアまたは特約不能暴力団等その他、これらに準ずる者(以下、これを「暴力団員等」といいます。))に該当しないこと、および各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来もこれについて該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等を利用して、と認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - 借主または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の二にても該当する行為を行ひ、これを確約します。
 - 暴力団が要求行為
 - 法外な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な手動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽造し、または虚偽を用いて、金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 借主または保証人は、第11条第2項第5号の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合には、金庫になんらの請求しませんが、また、金庫に損害が生じたときは、借主または保証人がその責任を負います。

- 借主または保証人は、本条および第11条第2項第5号が金庫の全の取引に適用されることに同意します。

第13条(中止)

- 第11条各号の事由があるとき、金庫に対する権利が留置権(前掲による留置権を含みます。))とされたと、金融情勢等の変化があるとき、債権の保全その他相当の事由があるときは、本契約書の差し入れを受けた後であっても、金庫は、あらかじめ通知することなく融資金の交付を止め、またはこの契約を解除することができるものとします。
- 借主が金庫の債務について、返済を遅延し、ときには、金庫は、あらかじめ通知することなく、遅延が解消されるまでの間、融資金の交付を一時的に中止するものとします。

第14条(金庫への取扱い)

- 金庫は、この契約による借主の債務のうち各定例返済日が到来したもの、または第11条によって返済しなれなければならないこの契約による債務全額と、借主の金庫に対する預金その他の債権とを、その債権の期限の満ちるかにかかわらず相殺することができるものとします。この場合、書面により通知するものとします。
- 前項によって相殺する場合には、債権管理の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の他の契約を解除することができるとします。
- 借主が金庫の債務について、返済を遅延し、ときには、金庫は、あらかじめ通知することなく、遅延が解消されるまでの間、融資金の交付を一時的に中止するものとします。
- 本条第1項によって相殺する場合には、相殺債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率・回収については、預金規定等の定めによります。

第15条(借主ごとの取扱い)

- 借主は、この契約による借主の債務と期限の到来して借主の金庫に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が到来してからも、相殺することができるものとします。
- 前項によって相殺する場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の定例返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰上げ前については第2条に準じるとします。この場合、相殺計算を実行する日の0日以前まで借金へ書面より相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印し直ちに金庫へ提出するものとします。
- 本条第1項によって相殺する場合には、相殺債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率・回収については、預金規定等の定めによります。

- 借主は、金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、金庫に対する預金等の債務と相殺する場合に限り、満期日または据置期間が未到来の金庫の金庫に対する預金その他の債権を、当該取扱いについて期限が到来したのとして相殺することができます。この場合の相殺手続および預金等の利息計算等については、金庫の該当各号の規定によるものとします。

第16条(債務の返済等に充てる順序)

- 金庫から相殺する場合に、借主ごとの契約による債務の順に金庫との取引上の金庫の返済を受けるときは、金庫は(債権保全上の事由により、この債務との相殺に充てるかを指定できるものとし、借主ごとの指定に対して異議を述べないものとします)。
- 借主から返済または相殺する場合に、借主ごとの契約による債務の順に金庫との取引上の他の債務があるときは、借主または債務の返済または相殺に充てるかを指定できるとします。なお、借主ごとの債務の返済または相殺に充てることを指定しなかったときは、金庫が指定できるものとし、借主ごとの指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうちすべて返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生ずるおそれがあるときは、金庫は借書等が異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺に充てるかを指定することができます。
- 本条第2項のなお書または第3項によって金庫が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第17条(費用の負担)

- 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとし、金庫所定の日を支払ひます。
 - この契約書の印刷代等の費用
 - 金庫の借主または保証人に対する権利の行使しはは保全または解除に関する費用
- 借主の権利を保全するために借主が金庫の協力を依頼した場合に必要な費用
- 担保物の鑑定、採買、鑑定または変更の登記に関する費用
- 担保物の調査または取立しはは処分等に関する費用
- その他の契約に基づき必要となる一切の費用

- この契約の締結に際し借主が負担すべき保証料がある場合は金庫所定の方おにより借主より受領し、保証料は借保書に記すものとします。

第18条(事件の発生時の差し入れ)

事変、災害等金庫の責めに帰すことのできない事由によって借主の他の書類等が失滅・滅失または損壊した場合には、借主は、金庫の請求によって付加証書を差し入れるものとします。

第19条(印鑑照合)

金庫が、この取引にかかわる諸届その他の書類に使用された印影とこの契約書に押印の印影または普通預金口座の届出印影と相当の注意をもって照合し、相違ないとして取扱ったときは、それらの書類につき偽造、変造その他の事由があつても、そのために生じた損害については、金庫は責任を負わないものとします。

第20条(届出事項の変更とみなし送達)

- 氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先、その他金庫に届出した事項に変更があったときは、借主および保証人は直ちに金庫へ書面で届出するものとします。
- 借主および保証人が前項の届出を怠る、あるいは借主および保証人が金庫からの通知または送付書類等を受領しないなど、借主および保証人が責任を負わなければならない事由により、通知または送付書類等が届かず、または到達しなかった場合には、通常到着すべき時期に到達したものとします。
- 前2号(前住人等)の届出
 - 家庭裁判所の審判により、補償(保任:後見)開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項を直ちに金庫へ書面で届出するものとします。
 - 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項を直ちに金庫へ書面で届出するものとします。
 - 既に補償(保任:後見)開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合でも、前2項と同様に届出するものとします。
 - 前3項の届出事項と取消または変更等が生じた場合にも同様に届出するものとします。
- 前4項の届出の前生じた損害については、金庫は責任を負わないものとします。

第22条(報告および確認)

- 借主および保証人は、金庫が債権保全を必要と認め請求をした場合には、担保の状況および借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 借主および保証人は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、金庫に直ちに報告するものとします。
- 借主および保証人は、国税、地役料、その他の公課の滞り付をしたことにより、係争差押、交付停止、換価等の滞り処を受けた場合には、金庫から請求がなくても、直ちに金庫に報告するものとします。また、金庫から請求がされた場合には、借主および保証人は、国税、地役料、その他の公課の滞り付状況を明らかにするため、各種滞り強明書等を金庫へ提出するものとします。

第23条(団体信用生命保険)

- 借主は金庫の指定する生命保険会社の団体信用生命保険に加入し、借主および保証人は、金庫が保険金の受取人となり事故発生時この保険契約に定める額またはこの債務の総額のうち低い額を限度として保険金を受領し、この債権に充当することと同意します。
- 前項の保険への加入の諾否は決定し、金庫の指定した生命保険会社別に定める基準に基づいて行ひ、その結果については借主および保証人は異議を述べないものとします。
- 借主または保証人は保険料を被保険者につき保険契約に定める事故が発生したときは、速やかに金庫に通知し、金庫の指示に従ふものとします。

第24条(規定の変更)

- 金庫は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、この規定の内容を変更することができるものとします。
- この規定の内容を変更するときは、金庫は、変更内容および変更日をホームページに掲載しその他相当の方法で公表するものとします。

第25条(債権回収会社への委託および債権譲渡)

借主および保証人は、この契約による債務および借主および保証人が金庫に対して負担する一切の債務について、金庫が必要と認めるときは、金庫が指定する「債権管理回収(以下「債権回収会社」といいます。))に債務の回収を委託し、債権回収会社が金庫のごく借主および保証人に請求し、取立てすることに同意するものとします。

- 借主および保証人は、この契約による債務および借主および保証人が金庫に対して負担する一切の債務について、金庫が必要と認めるときは、金庫の指定する債権回収会社と譲渡すること承諾するものとします。

- 借主および保証人は、債権回収会社は本条第1項および第2項の行為を行うにあたり、必要と認むるにおいて、金庫が債権回収会社に対して、借主および保証人の個人情報を提供することに同意するものとします。

第26条(債権回収会社以外への債権譲渡)

- 金庫は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡(以下、本条においては「譲渡」といいます。))する場合がありますこと、および金庫が譲渡した債権を再び譲受する場合がありますことあらかじめ承諾するものとします。この場合、借主および保証人に対する通知は省略できるものとします。
- 前項より債権が譲渡された場合、金庫は譲渡した債権に關し、譲受人(以下、本条においては「譲受者」を含むものとします。))の代理人となることができるものとします。この場合、借主は譲渡について、従だお借入要項に定める方法によって毎回の元金返済総額と並に、金庫にこれと譲受人に交付するものとします。

第27条(移管)

借主の住所移管等によってこの取引の取扱店の変更(移管)を希望するときは、書面により金庫に申し入れるものとします。ただし、取扱店を変更する手続(移管手続)については、金庫の定めるところに従ふものとします。また、これによりこの契約内容について変更が必要な場合は、借主はこれに同意するものとします。

第28条(準拠法・合意管轄)

- 本約定書の契約準拠法を日本法とします。
- この契約に関する訴訟の必要が生じたときは、金庫の本所所在地を管轄する裁判所のみを第一審の審判合意管轄裁判所とすることに合意します。

第29条(保証)

- 保証人は、借主がこの契約によって負担する債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に定めらるものとします。
- 保証人は、借主が金庫に対する預金その他の債権による相殺権を有するときであっても、金庫に充てる債務の履行は拒みません。
- 保証人は、金庫が相当と認めるときは担保もしくは他の債務を変更、解除しても無責を主張しないものとします。
- 保証人は借主の債務を履行した金庫へ代位してこれを金庫から取得した権利は、借主と金庫との取引関係終了中、金庫の同意がなければこれを行使しえないものとします。もし金庫からの請求があれば、その権利は当該債権を金庫に無償で譲渡するものとします。

- 保証人が借主と金庫との取引について他に保証している場合には、その保証主との保証契約によって変更されないものとします。
- 借主は、金庫が保証人に対し、借主と金庫との取引状況(債務の履行状況を含むもの)とします。))の借主ごに対する評価、金庫が保有する借主の情報を、保証人がこの保証契約により負担する保証債務の状況に適切に把握する際の手断資料として提供する場合があることあらかじめ承諾します。

第30条(履行の滞り)

金庫が、現在および将来に保証人または借主の一人に対して履行の請求をしたときは、他の保証人および借主(これらの包括承継人を含むものとします。))に対して、その履行の滞りも効力が生じるものとします。

ろうきんローンマイプラン契約書（カードローン契約書）

借主は、一般社団法人日本労働者信用基金協会または貸付金融（以下、「金融」といいます。）が指定した保証期間の保証に基づき、金庫との当座貸渡契約（ろうきんカードローン契約、以下「マイプラン契約」といいます。）について次の条項を承諾する契約とします。

第1条（契約の成立・取付方法）

- 本契約は、本邦と建築協会の借主を受け、金庫が締結したときに成立します。この契約によるマイプラン契約は、当座貸渡契約のみとし、小切手・手形の借主または引受を行ない、ものとします。
- 借主は、別記定める場合を除き、マイプラン契約のために発行したカード（以下「マイプランカード」といいます。）を使用して払戻す方法により当座貸渡を受けるとし、第4条に定める貸渡限度額を超えない範囲内で繰上り当座貸渡を受けることができるともします。
- マイプランカード、現金自動預け払い機、現金自動貸付機（現金自動貸付装置を含む）等の自動換金装置については、別記定める「ろうきんカードローン・カード規定」および「ICカード条例」によります。
- 借主は、この契約の締結中は金庫と重ねてマイプラン契約を行わないものとします。

第2条（取付期間）

- この契約に基づく取付期間は、契約成立日からその1年後の当日の前日（仮当日の前日が金庫の休日の場合は、その日の翌営業日。以下、「契約満了日」といいます。）までとします。

ただし、契約満了日までに金庫から借主に取付期間を延長し、旨の申出がなされ、場合によっては満了日より取付期間を更に1年間延長されるものとします。以後も同様とします。

- 契約満了日までに金庫から借主に取付期間を延長し、旨の申出がなされた場合には、次のとおりとします。
 - 借主は、直ちにマイプランカードを金庫へ返却します。
 - 借主は、契約満了日の翌日以降に当座貸渡を受けないものとします。
 - 貸渡利率はこの契約の各条項に従い、繰上り、貸渡利率が完了された日にこの契約は当然に解除されるものとします。
 - 契約満了日に貸渡利率がないう場合は、契約満了日の翌日にこの契約は当然に解除されるものとします。

- 借主が満70歳に達する日を超えて取付期間の延長を行う場合は、本条第1項にかかわらず、満70歳に達した後最初に到来する契約満了日の翌日以降新たに当座貸渡を受けないものとします。

- 借主が満75歳に達する日を超えて取付期間の延長を行う場合は、本条第1項にかかわらず、借主が満76歳に達する日の日を期限とし、この契約の有効期間は満了するものとし、借主は、遅滞なく貸渡利率を支払うとともに、マイプランカードを直ちに金庫へ返却するものとします。

- 借主について権利が開始した場合は、本条第1項にかかわらず、取付期間が終了するものとし、借主の相続人等がマイプランカードを使用した当座貸渡を受けるとはできないものとします。

第3条（普通預金）

- 表示記載されたマイプランカードが普通預金口座（以下、普通預金口座といえます。）が、金庫所定の口座照会契約による出金のみが資金不足となったときは、貸渡契約の範囲内でその不足相当額をマイプラン口座（当座貸渡口座）から自動的に出金し、普通預金口座に入金します。

この際、マイプランカードの提示、または金庫所定の払戻請求書の提出は不要とします。ただし、普通預金口座の資金不足が、①預金の払戻し、②預金用の振替・送金、③印刷簿等の費用の支払い、④マイプランを含む金庫の店舗および独立行政法人住宅金融機構等代理店での約定返済による場合は、自動換金の対象とはなりません。なお、この他に金庫口座振替や郵便振替など対象とならぬ振替種目がある場合があります。

- 前項の自動換金によるマイプラン口座からの出金は、普通預金口座の残高が限度または普通預金貸渡契約サービスの当座貸渡限度がある場合には、金庫はこの当座貸渡の利用限度額を超えた金額について実行します。

- 普通預金口座に対して同一日に複数の口座照会の請求があり、資金不足相当額が自動換金のできる限度を超えるときは、そのいずれの口座照会請求に対しても自動換金するが、金庫の任意とします。

第4条（貸渡限度額）

- 貸渡利率の契約所要額は、借主が希望した申込額を上限として金庫が決定し、表示記載のとおりとします。この契約所要額は、所定の方法で借主に通知します。
- 第6条に定める貸渡利率の元金借入により前項の貸渡限度額を超えた場合にも、この契約の各条項が適用されるものとし、借主は、金庫から請求があり次第直ちに貸渡限度額を超える金額を支払うものとします。

第5条（利率・借換金）

- 貸渡利率は、金庫の定める「マイプラン基準金利」（以下、「基準金利」といいます。）の利率（以下、「基準利率」といいます。）を基準として金庫所定の利率（金庫が金庫所定の引下利率を適用する場合は、借主に対して適用する利率引下げ後の利率）とします。
- (1) 初回返済の利率は、初回返済日の基準利率を基準とし、貸渡利率が0円となった後、再び繰上りした日（以下、「再繰上り」といいます。）の利率は再繰上りの基準利率を基準とした金庫所定の利率とします。
- (2) 貸渡利率が毎年の2月1日、5月1日、8月1日、11月1日（以下、金利見直し日といいます。）を越え（継続）するときは、前項の利率を見直します。金利見直しは、貸渡に適用している基準利率を金利見直し日の基準利率に替えて行い、変更後の利率を直後の表示の返済日（以下、返済返済日といいます。）から適用します。
- (3) 基準利率が停止された場合および金庫標準の变化その他の相当の事由により金庫が基準金利を適用することを停止した場合には、金庫が定める金利を基準金利と替えてこの契約が適用されるものとします。
- (4) 前項1および后(1)(2)(3)の内容は、金庫本店およびホームページに掲載または書面によりお示しをします。変更内容は、変更内容欄にその契約を履行します。
- (5) 金庫が特に借主に対して引下利率を適用した場合は、いつでもその引下利率を変更し、また引下利率の適用を中止することができるものとします。なお、この場合の手続きについては金庫の定めることとします。
- 金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、支払うべき元金に対する14.9%の利率により、1年を365日とし日割計算します。

第6条（利息計算）

- 貸渡利率は、円借単位を100円とし、返済返済日（返済返済日が金庫の休日の場合は、その日の翌営業日）に前日より定められた利率によって計算のうえ、貸換金口に入けられるものとします。利息の計算は「平年、うるう年」期間および「貸換金×日数÷利率÷365」の算式により行うものとします。
- 保証料は、保証利率（一般社団法人日本労働者信用基金協会または金庫が指定した保証機関に対する保証料）に基づき算出します。なお、借主の通知には、前条より定められた利率がこの保証利率を加算した利率を表示します。

第7条（返済返済）

- 借主が返済する返済返済額は、表示の金額とします。
- 借主が初回返済日および再繰上り日の翌日以降、次の回の返済返済日から前項に定める返済返済額を返済するものとします。
- 本条第1項にかかわらず、返済返済日における当座貸渡額が本条第1項に定める返済返済額に満たない場合は、返済返済日現在における当座貸渡額の全部を返済します。

第8条（返済方法）

- 前条による返済は、毎月返済の方法によることとし、借主は表示の普通預金口座に返済返済日までに返済返済額（加算返済金を設定している場合には、加算返済日（加算返済金を毎月の返済額に追加した額、以下同じです。）を預けておくものとします。
- 金庫は、各返済返済日に普通預金・総合口座振替、同じ氏名・普通預金または引切による普通預金口座から払戻しを行う。毎回の返済に充てます。ただし、表示の返済方法が返済毎回の返済借主額に満たない場合には、金庫はその一部の返済に充てる取扱いをせず、返済が滞延する取扱いとします。この場合、金庫は滞延して返済額の全額が返済されるまでは、第1条にかかわらず当座貸渡の利用を一時中止できるともします。
- 毎回の返済を滞った後、引下り指定返済日より遅れた場合には、金庫は返済借主額と借換金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。
- 借主は、借付増分がら受領すべき領料、費金、諸付金および贈与金など金庫よりその

所額額を受領し、金庫より返す一切の件を借主が所属する労働組合等団体の代表者に委任します。手数料、積立金についても同様とします。

- 初回返済返済の約定利率が返済返済額を超えることとなった場合には、その超過分（以下、「未払利息」といいます。）は、翌返済日の返済返済額より支払うものとし、その返済額は未払利息、約定利息、元金の順とします。

第9条（借付返済）

借主は、第7条による返済返済のほか、随時任意の金額を返済することができるものとします。

第10条（借付前金支払戻金）

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による借付全額について期間の利益を失い、直ちにこの契約による借付全額を返済するものとします。(1) 借主が第7条に定める返済返済額を借主、金庫から返済を拒否し、また、次回返済返済日まで返済（借換金を含むものとします。）を返却しなかったとき(2) 借主が支払停止を表明したとき、または借主について破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき(3) 借主が任意での借出を怠るなる借主の責めに帰すべき事由によって金庫に借主の所在が不明となったとき
- 次の各場合にも、借主は、金庫からの請求によって、この契約による借付全額について期間の利益を失い、直ちにこの契約による借付全額を返済するものとします。(1) 借主が第7条に定める返済返済額を借主、金庫から返済を拒否し、また、次回返済返済日まで返済（借換金を含むものとします。）を返却しなかったとき(2) 借主が手形交換所の取付停止処分を受けたとき(3) この取引に関し、借主が金庫に虚偽の書類提出または申告をしたとき(5) 借主が、第11条第1項に定める見引貸付等もしくは同条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することと不適切となったとき(6) 前各号のほか、借主の借付状態が著しく変化が生じるなど返済（借換金を含まず。）を返済できなくなる相当の事由が生じたとき

第11条（返済が滞った場合の利率）

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋等、社会通念上悪質な非該当者、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。(1) 暴力団員等が借付を支配していると思われる関係を有すること(2) 暴力団員等が借付を管理し、契約に関与していると思われる関係を有すること(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると思われる関係を有すること(4) 暴力団員等に対して資金や借付金、または借付金を提供するための関与をしていると認められる関係を有すること(5) 役員または幹部が契約に関与している者が暴力団員等と社会的に接触されるべき関係を有すること
- 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにも該当する行為を行ない、ことを確約します。(1) 暴力団員等と取引(2) 法的責任を負った不当な要求行為(3) 取引に関与し、虚偽の申告をし、または暴力を用いる行為(4) 虚偽の保証し、偽計を用い、また、威嚇を用いて、金庫の借付を強要し、または金庫の業務を妨害する行為(5) その他各号に準ずる行為
- 借主は、第10条第2項5号の適用により、借主は権利が生じた場合にも、金庫ひんらの請求をしません。また、金庫が権利が生じたときは、借主がその責任を負います。
- 借主は、本条項および第10条第2項5号が金庫の全ての取引に適用されることに同意とします。

第12条（継続・中止・解除）

- 第10条各号の事由があるとき、金庫標準の变化があるとき、借換金の保全その他借主の事由があるときは、金庫は、あらかじめ通知することなくいつでも貸渡限度額を繰上り、貸換金を申し、またはこの契約を解除することができるものとします。
- 借主が金庫のその他の債務について、返済を滞延しているときは、金庫は、あらかじめ通知することなく、返済が滞った時点で、貸換金を一時中止できるものとします。
- 借主がいつでもこの契約を解除することができるものとします。この場合、借主は金庫所定の手続により金庫へ通知します。
- 本条第1項および第3項よりこの契約が解約された場合、借主は、直ちにマイプランカードを返却し、貸換金を返却します。また、本条第1項および、貸換金を返却した場合でも、借主は、直ちに繰上りの貸換金を返済する金額を支払うものとします。
- 次の各場合にも、金庫はあらかじめ通知することなく、本契約を解除できるものとします。(1) 契約成立日から3年間借換金利用がなかったとき(2) 貸換金が0円とつづから3年間借換金利用がなかったとき(3) 第2条第3項に定める日以後に貸換金が0円となったとき

第13条（金庫からの借換金）

- 金庫は、この契約による借主の借付のうち各別返済日が到来したもので、または第10条によって返済しないうけらないうけの返済による借換金と、借主の金庫に対する預金金の他の借換金とを、その借換金期限の、かんじにかかわらず併殺することができるものとします。この場合、書面により通知するものとします。
- 前項によって併殺をする場合には、借換金債務の利息および預金金の借付期間が併殺計算終了日までとし、預金金の利率・利回りについては、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金金の利息は、期間満了利率に準ずる約定利率、約定利回り等および1年を365日とし、日割計算します。

第14条（借主からの借換金）

- 借主は、この契約による借主の借付・期間の到来している借主の金庫に対する預金金の他の借換金とを、この契約による借換金の期間が未到来であっても、併殺することができるものとします。
- 前項によって併殺をする場合には、借換金を実行する日の7日以前までに金庫へ書面により借換金の趣意をするものとし、預金金その他の借換金の返済、通帳は借換金を押印して直ちに金庫へ返却するものとします。
- 本条第1項によって併殺をする場合には、借換金債務の利息および預金金の借付期間が併殺計算終了日までとし、預金金の利率・利回りについては、預金規定等の定めによります。
- 借主は、金庫が借換金の返却の開始が開始した場合には、金庫にて借付する借換金の借換金と併殺する場合に限る、満期または借換金期間が未到来の借主の金庫に対する預金金その他の借換金とを、当該借換金について期間が到来したものととして併殺することができる。この場合の併殺が手続および預金金の利息計算等については、金庫の該当各条項規定によるものとします。

第15条（借換金の返却に充てる借付）

- 金庫から借換金をする場合には、借主がこの契約による借換金のほか金庫との取引上の他の借換金があるときは、金庫は借換金全上の事由により、この借換金の返却に充てることができるものとし、借主はその借換金に対して異議を述べないものとします。
- 借主から借換金を借換金をする場合には、借主がこの契約による借換金のほか金庫との取引上の他の借換金があるときは、借主はどの借換金の返済または併殺に充てるかを指定できるものとします。また、借主がどの借換金の返済または併殺に充てるかを指定しなかったときは、金庫が指定できるものとし、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の借換金のうち一つでも借換金の返却に充てる異議を述べないもので、前項より指定により借換金全上保障が生じるおそれがあるときは、金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の付帯等を考慮してどの借換金の返済または併殺に充てるかを指定することができます。
- 本条第2項の借換金は、または第3項によって金庫が指定する借換金の借換金については、その期間が満了したものとします。

第16条（返済の負担）

- 次の各号に定める費用は、借主が負担するものとし、金庫の負担の日を支払います。

- (1) この契約の書式の取得等の費用
 - (2) 金庫の借主に対する権利の行使もしくは保全または情報に関する費用
 - (3) 借主の権利保全のために借主が金庫の助力を依頼した場合に必要な費用
 - (4) その他この契約に基づき必要とする一切の費用
- この契約の締結し、借主が借付すべき借換金がある場合は、金庫所定の方法により金庫が借主に任意に預渡し、貸付期間が支払うものとします。

第17条（取引の証書の差し入れ）

事変、災害等金庫の責めに帰することのできる事由によって証書その他書類が消失、滅失または毀損した場合には、借主は、金庫の請求によって取引の証書を差し入れるものとします。

第18条（日照照会）

金庫が、この取引にかかる借換金その他書類を使用して返済に充てることこの契約書で押印または捺印した印の借主印と照会し、相当の取扱いを決定して照会し、相合ふしと認め取扱ったときは、そのらの照会こそ、偽造、変造その他の真実があつても、そのためが生じた損害については、金庫は責任を負わないものとします。

第19条（貸付期間の変更とみなし送還）

- 氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先、その他金庫に届けた事項に変更があったときは、借主は直ちに金庫へ書面により届出するものとします。
- 借主が前項の届出を怠る、または借主が金庫からの通知もしくは送付書類を受領しないなど、借主が責任を負ひないけれども、事由により、遅延もしくは送付書類が返却または送達しなかった場合には、借主は金庫の請求によって取引の証書を差し入れるものとします。

第20条（成年後見人等の届出）

- 家族裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要の事項を直ちに金庫へ書面により届出するものとします。
- 家族裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、任意後見人の氏名その他必要の事項を直ちに金庫へ書面により届出するものとします。
- 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様届出するものとします。
- 前3項の届出事項が成り済んだ後変更が生じた場合に同条に届出するものとします。
- 前4項の届出の前が生じた損害については、金庫は責任を負ひないものとします。

第21条（報告および届出）

- 借主は、金庫が借換金に必要と認めて請求をした場合には、借主の借付履歴について直ちに報告し、また調査に必要な資料を提供するものとします。
- 借主は、借主の借付履歴について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、金庫に遅滞なく報告するものとします。
- 借主は、国税、地方税、その他の公課の納付を怠ったことにより、保全差押、交付要求、換等の制裁処分を受けたりした場合にも、金庫から請求がなくても、直ちに金庫に報告するものとします。また、金庫が請求があった場合には、借主は、国税、地方税、その他の公課の納付状況を明らかにするため、各種納付証明書等を金庫へ提出するものとします。

第22条（契約の変更）

- 金庫は、金庫標準の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、この契約書の各条項を変更できるものとします。
- この契約書の各条項を変更する場合、金庫は、変更内容および変更日をホームページに掲載その他の方法で公表するものとします。

第23条（借換回収会社への業務委託および借換回収）

- 借主は、この契約による借換金が借主が借換金に対して負担する一切の債務について、金庫が必要と認めるときは、金庫が指定する「借換回収管理会社に関する事務指図書」に基づき業務委託し、かつ借換回収を委託する借換回収管理会社（以下、借換回収会社）とします。この借換回収委託し、借換回収会社が金庫にかかわり借主に請求し、取り立てることと同意するものとします。
- 借主は、この契約による借換金が借主が借換金に対して負担する一切の債務について、金庫が必要と認めるときは、金庫が指定する借換回収会社と該委託することを承諾するものとします。
- 借主は、借換回収会社は本条第1項および第2項の行為を行うに当たり、必要と認めおいて、金庫が借換回収会社に対し、借主の個人情報を提供することを同意するものとします。

第24条（保証）

借主の住所等変更によってこの取引の取扱いの変更（移管）を希望するときは、書面により金庫に申し入れるものとし、取扱いを変更する手続（移管届）は、金庫の同意を得ることとします。また、これによりこの契約に変更が必要場合は、借主はこれに同意するものとします。

第25条（借換法・合意借換）

- 本約定書が借換法を日本法とします。
- この契約の開始に附随し必要が生じたときは、金庫の本住所所在地を管轄する裁判所のみを第一審の裁判所合意管轄裁判所とすることと同意します。

第26条（取引の解除）

- 金庫は、借換金の解除および具体的取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種書類や資料の提出を求めることがあります。借主から正当な理由なく指定した期限まで提出しなかった場合は、この取引の全部または一部を制限する場合があります。
- 金庫は、日本国債をお待ちで、借主に対し、公的書類である借換簿・借換簿（満了日）・国債の提示を求めることがあります。提示された借換簿（満了日）を超過した場合には、この取引の全部または一部を制限する場合があります。
- 前2項の各種書類が資料の届出等の求めに対する借主の回答、具体的取引の内容、借主の借換内容および他の借換内容を考慮して、金庫マナー・ローン契約、元金貸付等、もしくは借換簿記載取換金、金庫の利用履歴等の照会のおそれがあると判断した場合には、この取引の全部または一部を制限する場合があります。
- 前3項に定めるものの取引の制限についても、借主からの事前同意もとづき、マナー・ローン契約、元金貸付等、または借換簿記載取換金、金庫の利用履歴等の照会のおそれか合意の解除されたに金庫が認める場合、金庫は借換簿の制限を解除します。
- 次の各号の一つでも該当した場合には、金庫はこの取引を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解除することができるものとします。なお、通知しなく解除する場合、遅延の、かんじにかかわらず、金庫が借換金の返却を届出のあった氏名、住所、あてで発信したと主張し得たこととします。
 - (1) この取引の名義人が存在しない、ことが明らかになった場合またはこの取引の名義人の同意なくしてこの契約を行ったことが明らかになった場合
 - (2) この取引がマナー・ローン契約、元金貸付等、借換簿記載取換金、金庫の利用履歴等が照会し、またはのおそれがあると合意の解除された場合
 - (3) この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはのおそれがあると認められる場合
- 前各号よりこの契約が解除された場合、借主は、直ちにマイプランカードを返却し、貸換金を返済します。

以上

